

せたな町結婚定住奨励事業実施要綱

平成27年3月20日

せたな町訓令第17号

改正 令和2年4月1日訓令第18号

改正 令和3年3月26日訓令第30号

(目的)

第1条 この要綱は、婚姻してせたな町に定住する者に対して、せたな町共通商品券（以下「商品券」という。）を交付することにより、若い世代の定住を促進するとともに、未婚者の婚姻を奨励し、活気に満ちあふれたまちづくりを進めることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 商品券の交付対象者は、婚姻届が受理された日（以下「婚姻日」という。）が令和3年4月1日以降の者であって、かつ、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 婚姻日現在、夫婦のどちらか一方がせたな町に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 婚姻後、夫婦ともにせたな町に5年以上、定住する意志を有すること。
- (3) 同一人同士による再婚ではないこと。
- (4) 過去、夫婦ともにこの要綱の規定による商品券の交付を受けていないこと。

(商品券の交付)

第3条 商品券の交付額は、1組10万円とする。

(交付申請)

第4条 商品券の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、せたな町結婚定住奨励事業商品券交付申請書（請求書）（様式第1号）を婚姻日から2箇月以内に町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定に基づく申請があった場合は、申請内容を審査の上、交付の適否を決定し、せたな町結婚定住奨励事業商品券交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

- 2 申請者は、前項の規定による交付決定の通知を受けた後、商品券を受け取るものとし、受け取りができる者の範囲は、当該夫婦に限るものとする。
- 3 申請者は、前項の規定により商品券の交付を受けたときは、せたな町結婚定住奨励事業商品券受領書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、商品券の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正な行為により商品券の交付決定を受けたときは、せたな町結婚定住奨励事業商品券交付決定取消通知書（様式第4号）により交付の決定を取り消し、既に交付した商品券の交付額に相当する金額の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない特別の事情があると認めるときは、返還を免除することができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、商品券の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

せたな町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

せたな町結婚定住奨励事業商品券交付申請書（請求書）

せたな町結婚定住奨励事業実施要綱第4条の規定により商品券の交付を受けたいので、次のとおり申請（請求）します。

記

1 対象者

氏 名	生年月日	備考
(夫)	年 月 日	
(妻)	年 月 日	
婚姻日	年 月 日	

2 確認事項（次の事項が満たされていれば「□」を黒く塗りつぶしてください。）

婚姻日現在、夫婦のどちらか一方がせたな町に住所を有し、かつ、居住している。	<input type="checkbox"/>
婚姻後、夫婦ともにせたな町に5年以上、定住する意志がある。	<input type="checkbox"/>
同一人同士による再婚ではないこと。	<input type="checkbox"/>
過去、夫婦ともにこの事業による商品券の交付を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>

※ 戸籍全部事項証明書を添付してください。

せ 第 号
年 月 日

様

せたな町長 印

せたな町結婚定住奨励事業商品券交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあったせたな町結婚定住奨励事業商品券の交付については、次のとおり決定（不交付することを決定）したので、せたな町結婚定住奨励事業実施要綱第 5 条第 1 項の規定により通知します。

記

決定区分	交付決定	不交付決定
商品券交付決定金額	金 100,000円	
決定事由	1	申請内容を適当と認める。
	2	婚姻日現在、夫婦のどちらもせたな町に住所を有していない、または、居住していない。
	3	婚姻後、せたな町に 5 年以上、定住する意志がない。
	4	同一人同士による再婚である。
	5	過去、夫婦のいずれかかが、この事業による商品券の交付を受けている。
商品券交付日	年 月 日以降に、①この決定通知書、②受取人の身分証明書（運転免許証、健康保険証など）、③印鑑を持参して、せたな町役場・大成支所・瀬棚支所にて受け取ってください。（受取人は夫婦に限る）	

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

せたな町長 様

受領者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

せたな町結婚定住奨励事業商品券受領書

年 月 日に「せたな町共通商品券100,000円」を受領しました。

※ 商品券受領の際には、受取人の身分証明書（運転免許証、健康保険証など）の提示が必要です。

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

せたな町長 印

せたな町結婚定住奨励事業商品券交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定したせたな町結婚定住奨励事業商品券については、せたな町結婚定住奨励事業実施要綱第6条の規定により交付決定を取り消します。

また、既に交付した商品券がある場合は、その交付額に相当する金額の返還を求めます。

記

- 1 取り消しの理由
- 2 返還を命ずる額 金 円
- 3 返還の方法 添付の納入通知書による。
- 4 返還の期限 年 月 日まで